

# 公益財団法人加古川食肉公社

## 第3回理事会議事録

1. 種類 平成25年度 第3回公益財団法人加古川食肉公社理事会
2. 開催日時 平成26年2月18日(火) 午後2時30分から午後3時10分まで
3. 開催場所 加古川食肉センター会議室
4. 理事数 現在数7名(決議可能数 4名)
5. 出席理事 理事5名 監事2名

(出席理事：松岡勝昭、中尾政国、樋口久典、谷元哲則、福谷彰博)

(欠席理事：都出昌之、磯野正之)

(出席監事：平井良幸、楞野博史)

### 6. 議題

#### 報告事項

報告第1号「公益財団法人加古川食肉公社庶務規則制定について報告のこと」

#### 決議事項

議案第6号「公益財団法人加古川食肉公社理事会運営規程制定のこと」

議案第7号「食肉センター運營業務規程の一部を改正する規程制定のこと」

議案第8号「兵庫県加古川食肉地方卸売市場業務規程の一部を改正する規程  
制定のこと」

付帯決議「議決事項中、権利義務に関さない軽微な事項の修正並びに違算誤字の訂正  
は、理事長に一任する。」

### 7. 理事会の議事の経過の要領及びその結果

定刻にいたり、事務局より平成25年度第3回理事会の開催を宣言し、理事互選により理事長が議長に就任し、議事進行した。

議長：理事の出席状況を事務局に報告させた。

事務局：理事7名中出席5名の出席を得ており、本日の理事会が定款第31条第2項による決議可能理事数をもって、成立する旨を告げた。

議長：議事録署名人については、定款第32条第2項の規定により、平井良幸、楞野博史両監事及び松岡勝昭理事長になる旨を告げた。

議 長：報告第1号 公益財団法人加古川食肉公社庶務規則制定について報告のこと、  
について、事務局より説明をさせたのち、報告内容について理事の質疑を求め  
た。

議 長：理事の質疑がなかったので、報告第1号を終了した。

議 長：議案第6号 公益財団法人加古川食肉公社理事会運営規程制定のこと、につ  
いて、事務局より説明をさせたのち、原案について理事の質疑・意見を求めた。

中尾副理事長：運営規程の別表1 議事録記載事項中『定款第31条第2項のみなし理事会』  
とは具体的にどういうことか。

事 務 局：簡単な決議事項で急に決定しなければいけない事項があつて理事会を招集す  
る時間がないような場合は、事務局が監事2名の了承をいただいたうえで、書  
面決議の形をとらせてもらうことがある。実際に理事のみなさんに集まってい  
ただかなくても書面で決議をとることで、理事会決議をいただいたこととみな  
すことであり、その手続きを規定しているものである。

議 長：本案を原案のとおり承認することについて諮ったところ満場一致で決定した。

議 長：議案第7号 食肉センター運營業務規程の一部を改正する規程制定のこと  
について、事務局より説明をさせたのち、原案について理事の質疑・意見を求め  
た。

平井監事：今後、豚・山羊・めん羊などは扱わないのか。

事 務 局：豚・山羊等の処理施設は、大改修でと畜ラインをオンレール化した時に豚の  
ラインは休止したままの状態になっている。今回、改正作業に伴い食肉衛生検  
査センターに確認したところ、豚や山羊、めん羊の処理施設としての認証はす  
でに消滅しているとのことである。

中尾副理事長：当時、豚のラインの改修に1億円ほどかかるといわれた。1日300頭の  
豚を解体しないといけないが、実際には月に300頭程度だったため、その時  
点で豚はやめた。めん羊はやめたわけではないが、めったにないのでやめても  
支障ない。

事 務 局：衛生管理も牛中心となっており、ほかの動物が入るのはよろしくないのでは  
ないかと考えている。

松岡理事長：海外への輸出を考えると、そのほうがいい。羊の解体は、姫路で可能。

中尾副理事長：年末年始の休日が12月29日から1月4日とあるが、病畜や急なと畜に  
対応できるのか。渋滞等で搬入時間に間に合わないこともある。『原則として』

等の文言が必要ではないのか。

事務局：規程にある『公社が別に定める日』として対応可能。時間についても、第3条の規定で対応可能と考えている。

議長：本案を原案のとおり承認することについて諮ったところ満場一致で決定した。

議長：議案第8号 兵庫県加古川食肉公社地方卸売市場業務規程の一部を改正する規程制定のことについて、事務局より説明をさせたのち、原案について理事の質疑・意見を求めた。

樋口副理事長：第5条の規定は、開設者が時間等を自由に決められるということか。

事務局：先日、神戸市場で開催された神戸肉流通推進協議会の30周年記念大会は日曜日に開催され、翌日の月曜日は休日となった。5年後の35周年は加古川で開催されるが、日曜日に市場を開けることなどは、この規定で対応できる。

樋口副理事長：市場運営協議会は、理事会がこの役割を果たしていくので必要ないということか。

事務局：ご指摘のとおり。公社の理事会、評議員会の機能において市場もコントロールされている。したがって、あらためて市場運営協議会を開催する必要はないと考えている。市場運営協議会については、設置義務もないことを県に確認している。

平井監事：第45条にある市場使用料を、中畜は今まで払っていたのか。

松岡理事長：市場使用料は払っている。

事務局：年間120万円プラス消費税を払ってもらっている。

議長：本案を原案のとおり承認することについて諮ったところ満場一致で決定した。

議長：付帯決議について、事務局より説明をさせたのち、原案について理事の質疑・意見を求めた。

議長：本案を原案のとおり承認することについて諮ったところ満場一致で決定した。

議長：以上をもって、議案の審議等を終了したので、午後3時10分、議長は閉会を宣し、解散した。

上記の議決を明確にするため、出席した理事長及び監事において、次のとおり記名押印する。

平成26年2月18日

第3回 公益財団法人加古川食肉公社理事会

議 長 理事長 \_\_\_\_\_ (印)

監 事 \_\_\_\_\_ (印)

監 事 \_\_\_\_\_ (印)